

## 熊本地方裁判所委員会（第40回）議事概要

日 時 令和2年1月29日（水）午後1時30分～午後3時30分

場 所 熊本地方裁判所大会議室

テーマ 民事調停制度について

出席者

（委員）岩下範之，江口昌英，金澤裕子，倉田賀世，小出 史，後藤文隆，高橋 毅，中山貴博，松井英隆，松藤和博，睦田 亮，武藤美菜，吉田 均（五十音順，敬称略）

（説明者）川口熊本簡裁裁判官，中島熊本簡裁庶務課長，石本熊本簡裁主任書記官

（事務担当者）山口事務局長，坂口事務局次長，福島総務課長，井島総務課課長補佐

議事要領

第1 開会

第2 所長挨拶

第3 新任委員紹介

第4 議事

- 1 民事調停制度の概要等について熊本簡裁裁判官から説明した後，調停室等の見学を行った。
- 2 意見交換及び質疑応答

【●＝委員長，○＝委員，■＝説明者】

- 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインによる手続について，調停案に対する債権者の同意又は同意が得られる見込みがある場合に限り調停の申立てができるということでしたが，そうになると，一般的に，調停のときに整理する目的がある申立てや，調停に代わる決定等は認

められないのでしょうか。

■ 同ガイドラインによる特定調停については、最初から当事者間に合意が成立しているものなので本来は当事者間の話し合いで解決・和解できますが、それだけだとその後の処理に問題が残ることから最後に裁判所での調停手続を利用するものです。

○ そうなると、実効的な救済が難しくなることが危惧されるのではないのでしょうか。

■ 熊本地震後の債務整理や債権者と話を付けることが難しく、申立てに至らないという状況が考えられます。例えば、マンションが全壊した場合、そのマンションを取り壊して土地を売却するのか、修繕するのかという意思形成に時間がかかっている事案もあります。結局、債権者が同意しなければ申立てができないという点では、救済が難しいということになると思います。

○ 専門的な知識を有する調停委員の任命について、団体からの推薦や公募のようなことがされているのでしょうか。

■ 多くは業界団体等から推薦してもらいますが、なかなか確保が難しいのが現実です。また、損害保険の仕事をされていた方等が自薦してくる場合もあります。

○ 調停委員は何人程度おられるのでしょうか。

■ 熊本簡裁には約40人の民事調停委員が所属しています。

○ 任命に当たり、面接は行われているのでしょうか。

■ 候補となる方には、まず書面を出してもらいます。その上で、面接を行うかどうかを判断し、面接を行います。

○ 熊本簡裁所属の調停委員の人数は増やしたいとお考えなのではないのでしょうか。それとも適正な人数とお考えなのではないのでしょうか。

■ 現在、調停事件の件数は減少しており、調停委員になっても事件に関与

できない状況になると、研修だけでは調停委員としてのスキルアップがうまくいかないため、調停委員を増やすのは難しいと思います。

○ 全国的には調停委員の数は不足しているのでしょうか。それとも適正な人数なののでしょうか。

■ 他庁のことは分かりませんが、全国的にも調停事件の件数が減っていますので、他庁も熊本と同じ状況の可能性はあります。

○ 調停の件数が減っているということでしたが、事案としてはどのような事件が減っているのでしょうか。保険会社の弁護士特約の制度が広まってから、交通事故の少額な事案であっても弁護士が相談を受ける件数が増えたという実感があります。もしかすると、以前は当事者間で調停を利用していたような事案について弁護士が代理人となって訴訟を提起するというようなことがあり、調停の件数に影響しているのではないのでしょうか。

■ 交通事故の事案が減っているのかどうかは分かりませんが、前任庁と比べると、熊本の方が交通関係の調停が一定数あると思います。訴訟だけでなく、意外と調停も利用されているという実感があります。証拠関係はおそらく訴訟も調停もほとんど変わらないと思いますが、調停の方が話が早く付くということで調停を利用されている方もいらっしゃるのではないかと思います。

○ 全国的に調停の件数が減っているということでしたが、民事訴訟についても減少しているのでしょうか。

● 訴訟事件については、いわゆる過払金返還請求訴訟の影響で、平成23年頃をピークに著しく件数が増加し、その後激減したという状況がありますが、訴訟に比べて調停が減っています。

昭和の終戦間もない頃には、調停事件の方が訴訟より件数が多かったところ、今は訴訟の方が数倍多くなっています。そういった意味で、決して紛争が減っているわけではないと言えます。

ただ、社会や産業構造の変化も事件数に影響していそうであり、一概に比較も難しいように思います。

- 調停という制度が知られていないから利用されていないという面も相当あると思われます。せっかくある制度なので、積極的な利用を働き掛ける必要があるのではないかと思います。
- PR策については本日のメインテーマでもありますので、御意見をいただけると大変ありがたいです。
- 裁判所としては、訴訟よりも調停の利用を促したいというような考えがあるのでしょうか。
- 必ずしも社会の潜在的な紛争そのものが減少しているとは見受けられない中、多々あると思われる埋もれている紛争について、調停手続により適切に解決していくというニーズもあるのではないかとと思われるところで、いかにして調停手続を活用していただくのかということのように思います。
- 調停件数のピーク時には特定調停法が施行され特定調停が各地の簡裁で申し立てられたが、その後はいわゆるグレーゾーン廃止により訴訟に移行したことで調停の件数が減ったということは分かりました。裁判所としては、今後どんな種類の調停に潜在的なニーズがありそうだと考えられているのでしょうか。

■ 潜在的なニーズがあるかと言われるとなかなか難しいところです。

事案の特質によって、訴訟で解決すべきものや調停でも解決できるもの等いろいろな紛争があるので、手続を選択するということが重要だと思います。実際、訴訟事件として申し立てられた事案を見ると、例えば、当事者間で軋轢がある事案で、調停に付し、調停のなかで調停委員に事情を聞いてもらって解決案を策定する方がいいのではないかと思う事件もあります。現在は、入口での手続の振分けがうまくいっていないのではないか

と思います。

労働審判制度が導入された頃、労働局に相談しに来た人に対して労働審判の利用案内がされた結果、労働審判の件数が激増したということがありました。ところが、その内容を見ると、調停で済むような事案が結構ありましたので、裁判所から労働局に対し調停と労働審判の違いやそれぞれの手続のメリット・デメリットを説明したところ、調停の件数が増加し、労働審判の件数は落ち着いてきたということがありました。

この経験からしても、本来調停事件での処理が相応しいものが訴訟で申し立てられているというところに問題があると思います。

最終的に手続を選択するのは当事者ですが、そのためのアドバイスをすることが必要だと感じています。

- PRについては、入口が複数あると散漫になってしまうので、一番力を入れるべきところが分かっている方がやりやすいと思います。
- 訴訟を提起したいという方が裁判所に相談に来た時に、事案の内容が調停になじむような場合、調停制度もあるということを窓口で伝えることもあるのでしょうか。
- 一般的に簡裁に当事者が初めて来庁される時のこととお話ししますと、例えば、金銭の支払請求をしたい場合、簡裁には調停手続、訴訟手続、支払督促手続の3つの紛争解決手続があることをお伝えします。それぞれの手続の流れやメリット・デメリットを説明した上で、最終的には当事者に手続を選択していただきます。

そのなかで、調停手続は双方が譲り合って紛争を解決するものですので、今後の関係維持の点ではふさわしいのではないかとお伝えしています。

- 一般調停事件のなかではどのような事案が多いのでしょうか。
- 感覚的などころですが、貸金・建築請負代金・敷金返還・慰謝料・未払賃金請求等が多いと思います。

■ 一般調停事件というのは、宅地建物調停や交通調停等以外の調停事件ということで、内容は多岐にわたります。数字がないので感覚的な話ですが、極論すると医療過誤もありますし、交通事故による物損の紛争も相当数あります。労働関係では給料や解雇が争点として挙がっています。慰謝料や損害賠償などいろいろな事案で申し立てられているというような感覚です。

一部の業者関係事件もありますが、一般調停事件では代理人の有無にかかわらず個人間の紛争が比較的多いのかなと思います。

○ 弁護士として相談を受けたときに、例えば、近隣関係のトラブルのようにその後も関係が続くなかで訴訟手続を選択すると、書面や証拠を出し合って尋問をやるということではなかなか関係修復が難しくなってしまうので、調停での話し合いを勧める場合があります。

賃貸借関係でもこれまでの付き合いや今後の付き合い、訴訟になった場合の費用や時間等色々なことを考えて調停をお勧めしたり、親族間の金銭的なトラブルについても訴訟ではなくまず調停からした方がいいのではないかとこの勧め方をしたりすると思います。

交通事故に関しても、付随的な部分での不満がある場合や証拠上微妙な事案等、はっきり白黒を付けて納得されるケースではないなと思ったときは、話し合っ解決することが一番ですので、今後もそのような案内を行っていかうと思います。

● そういった意味で、調停後の人間関係を複雑にしないため、また、決定的な破綻に導かないための防御策としての役割も大きいと思います。調停のメリットとして一言で円満な解決と言われますが、これは解決の円満さだけではなくて、その後につき得る人間関係の円満さもあるのかなと思います。

○ 裁判所の窓口は月曜から金曜の9時から17時まで開いているのでし

ようか。

■ 窓口は開庁日の8時30分から17時まで開いています。説明にはある程度時間がかかりますので、電話等でお問い合わせがあった際にはできるだけ16時30分頃までには来ていただきたいと御案内しています。

○ 夜間でないと窓口に来られないという方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

■ 具体的にそのような御相談があったわけではありませんが、調停の手続自体を夜間に行いたいという問い合わせをされる方はいらっしゃいます。そのようなときは、開庁時間外を理由にお断りし、御理解いただいています。

○ 将来的にはテレビ電話を利用した手続も可能になってくるのでしょうか。

■ 現在でも、理論上は調停手続において各裁判所にあるテレビ会議システムを利用することができます。

○ 一般の人は、調停という言葉は知っていても、メリット等については浸透しておらず、自分から民事調停を選ぶという方は少ないと思います。当事者が相談しに行った先で調停について知識を得られればよいのですが、裁判所からもメリットやデメリットをきちんと広報して知ってもらうのがよいと思います。

裁判所としては、調停は訴訟に比べて人的にも経費的にもコストが抑えられるのでしょうか。

● その比較は難しいように思います。

○ 調停の件数を積極的に増やすために広報していくのであれば、利用者の側の利用しやすい点がメリットになると思います。

● そのような意味でメリットを理解してもらうことが重要だと考えて、自治体とも協力して、チラシを配った庁もあります。しかし、エンドユーザ

一の対象が大きすぎたのか、事件の受付で調停手続のことを何で知ったのかお尋ねしても、チラシを見たという人はいませんでした。したがって、その次の方策が必要です。

まず、市役所等の相談窓口の担当の方が調停事件がどのように進んでいるか御承知でない場合もあるので、そのような方に調停手続について理解していただくことが考えられます。弁護士、あるいはその卵である司法修習生に対し調停への理解を進めていくことも考えられますが、他にもアドバイスをいただけるとありがたいです。

- 金融商品に関する事案について、国民生活センターや全国銀行協会の金融ADRを御案内して、あっせんに対応する部分についてはそこで申し立ててもらい、解決してもらうことがあります。調停のように比較的簡易に手続ができるということで、何年かに一回ほどそのようなケースがあります。

そのようなADRを取り扱っている者としては、簡単にできるという調停の仕組みを表すことや、「調停という制度がありますよ」という介在・仲介するようなどころがあったらいいのかなと思います。

- 調停の申立書は、裁判所のホームページからダウンロードできるのでしょうか。また、インターネット上での申立てはできないのでしょうか。
- 貸金、売買代金、給料、交通事故に基づく損害賠償請求等の定型的なものにつきましては、最高裁のホームページに申立書の書式がありますので、それをダウンロードして使っていただくことが可能です。

申立書は、収入印紙と郵便切手を添えて、持参又は郵送により提出していただく必要があります。

- 以前のことですけれども、裁判所に相談に来られた方に対しては、申立ての仕方等を窓口で御案内して、場合によっては、その場で申立書を書いてもらうことがあったと記憶していますが、現在も同様でしょうか。



- 今も申立書を窓口で交付して書いていただくことがあります。申立書を提出して帰りたいという方がいらっしゃれば、別室で書いてもらい、書き上げたものをもう一度見せていただくという対応をしております。
- 当事者は、自分の抱えている悩みを調停と訴訟のどちらで解決するのがよいか判断がつかないことがあるため、窓口のコーディネーターのような人が重要になってくるのではないのでしょうか。
- 裁判所では、調停・訴訟・支払督促という手続説明はできますが、判断を伴う窓口指導はできません。
- 裁判所は公平でなければなりませんので、「この料理はこんな材料を使ってこんなふうに調理するんですよ」ということはお伝えできますが、「これがおいしいですよ」というところまでは言えないのです。
- 判断は当事者がしなければならないということですね。
- 裁判所の窓口まで来ていただければ、この店ではどんな料理を提供できるのかというところは分かるので、ある程度のところは御本人で選択できると思います。
- 今のところ、やはり窓口に行くまでの人たちが留まっているということですね。
- 悩みを抱えておられる方が最初に裁判所に相談に来ることは少ないと思うので、その方が相談に行かれた所で裁判所に行くことを勧めていただくのがといいのかと思います。
- 当事者の中には、より高い料理、すなわち厳格な手続を求める人がいるのではないのでしょうか。感覚的なことではありますが、そもそも話し合いで円満に解決するということに満足感を期待せず、はっきりと黒白を付けたいという風潮が世の中に広がっているのではないかなと、これまでのお話を伺っていて感じました。したがって、調停の存在感はますます薄まっていくのではないかなと思います。

- 例えば、隣近所との紛争で裁判所に行こうと考えられる方の中には、はっきりと黒白を付けて、負けたら今の家には住めないのだという程の覚悟でいらっしゃっている方もおられるのだらうと思います。

しかし、裁判所というところはお節介なところがあり、そのような覚悟をして裁判所においでいただいても、「隣近所につきあいもありますが大丈夫ですか」等と申し上げることがあります。仮に訴訟を提起された場合でも、「話し合いで解決しましょうよ」と裁判官が言い出すこともあります。

そういう意味では、どのような手続を利用される場合でも、最終的にはその方達のためには、どのような解決が望ましいのかを検討しますので、とっかかりの一つとして調停を利用していただければいいのかなと感じています。

調停の場合、経験を積まれた調停委員が関与しますので、杓子定規の解決ではなく、当事者の気持ちも汲み取った解決の提案ができると思います。

- 法律相談窓口等で、様々な手段があるという情報を正確に教示できるようになるといいと思います。

また、皆さんインターネットで色々と調べられるので、裁判所のホームページ等で正しい情報を積極的に公開することも大切だと思います。特に紛争の当事者の方は、具体的にどのような事案がどのように解決されたのかという例を知りたいだらうと思います。

- ある紛争解決例が公開されると、それが金科玉条のようになる可能性があります。紛争には、それぞれに背景があり、背景まで情報提供することは難しいことから、その手前で留まってしまい、逆に国民の皆様から見えにくいところにつながりかねないところもあるように思います。
- 皆様方から調停制度の活用につなげるための広報について御意見が寄せられて、「調停制度は活用できる」と思ってもらえるのだなと思います。

した。

調停で円満な解決が求められているのかというお話がありましたが、世の中がネット社会となり、自分で情報を収集し、「自分は勝つぞ」と裁判に臨むかのような意気込みの方もいれば、一方ではインターネットには疎い高齢者や自分では判断できないような方もまだまだ多く、両極端になっていると思います。

当事者の中には、自分の問題が何か、自分がなぜ調停に来ているのかということさえよく分かっておられない方もおられます。そんなときに、調停委員が掻い摘んで説明すると、紛争の解決まで至らなかったとしても、話し合えてよかったと言われることがあります。当事者だけでは面談すらできないような状況ということもありますが、調停の場を利用することにより、すぐに紛争の解決につなげられなかったとしても一定の方向性を示すことができるのではないかと思います。

裁判所にさえ来ていただければこのような手続があるので、どうすれば裁判所に来ていただけるのか、手立てを裁判所の皆で考えていかなければならないと思いました。

- 本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。本日いただきました御意見等は、今後の熊本地方裁判所の運営に役立てていきたいと思っています。

#### 第5 次回期日

令和2年9月30日（水）午後1時30分～午後3時30分

#### 第6 次回テーマ

「民事裁判手続のIT化について」